

長野労発基 1201 第 1 号  
令和 4 年 12 月 1 日

各団体の長 殿  
(交通機関、働き方改革包括協定機関、その他経済団体、  
教育機関、外国人労働者関係団体、その他、職業紹介事業場)

長野労働局長



令和 4 年長野県最低賃金及び特定最低賃金の改正  
に係る周知広報の依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県の最低賃金につきましては、令和 4 年 10 月 1 日に「長野県（地域別）最低賃金」を改正発効したところですが、今後、特定最低賃金が適用となる 3 業種についても順次改正発効となります。

（はん用機械器具等製造業（956 円）は 12 月 16 日、計量器等製造業（945 円）は 12 月 14 日、各種商品小売業（910 円）は 12 月 31 日）

つきましては、今回、リーフレットを同封いたしましたので、掲示、関係部署への配架等、改めて最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

また、賃金引上げを支援する「業務改善助成金」のリーフレットにつきましても、同封しましたので、併せて周知いただきますよう、お願い申し上げます。

※リーフレットに不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saiteitingin\\_kanairoudou/hourei\\_seido/naganoken\\_saiteitingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou/hourei_seido/naganoken_saiteitingin.html)



※お問合せ先

長野労働局労働基準部 賃金室

〒380-8572

長野市中御所 1-22-1

TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

E-mail [chinginsitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginsitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp)

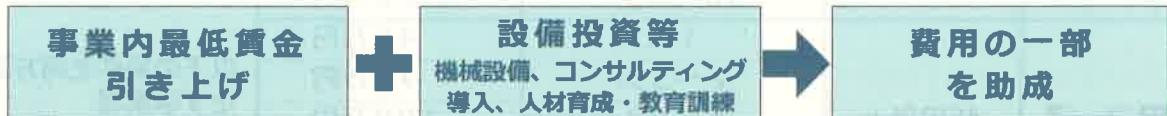
担当 浜、荒河



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

## 拡充のポイント

### 1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

### 2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10

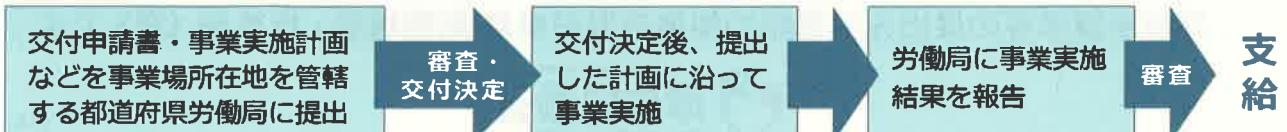


事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満		9/10

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

\*「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成金支給までの流れ



## 各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2~3人	50万円	
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上*	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2~3人	70万円	
		4~6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上*	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2~3人	90万円	
		4~6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上*	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2~3人	150万円	
		4~6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上*	600万円	

\* 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
店舗検索ページ

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

## 対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

### 拡充のポイント

#### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ 対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

#### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の 比較対象期間 見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年前まで→3年前までに変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】に 引き上げます。

#### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - ・比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - ・比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

#### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する  
・提出先：事業場所在地を管轄する都道府県  
　　労働局 雇用環境・均等部(室)  
・締め切り：令和5(2023)年1月31日(火)  
申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。  
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施  
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：  
各都道府県日本政策金融公庫



## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

# 長野県の最低賃金

時間額

# 998 円

令和4年10月1日から

必ずチェック 最低賃金！

計量器等製造業  
最低賃金



時間額

# 945 円

令和4年12月14日 発効

はん用機械器具等  
製造業  
最低賃金



時間額

# 956 円

令和4年12月16日 発効

各種商品小売業  
最低賃金



時間額

# 910 円

令和4年12月31日 発効

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

中小企業事業者の皆さんへ  
賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



# 長野県の最低賃金

## ★みんなチェック！ 最低賃金★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改定されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	長野県 PR キャラクター 「アルクマ」©長野県アルクマ
長野県 最低賃金	円 <b>908</b>	令和4年 10月1日	
	改定前 877円		

★長野県最低賃金は、  
長野県内の事業場で  
働く、全ての労働者  
に適用されます。

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、 長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 <b>945</b>	令和4年 12月14日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	<p>① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務</p>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 <b>956</b>	令和4年 12月16日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	円 <b>910</b>	令和4年 12月31日		<p>① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>
印刷、製版業	850円	令和元年12月31日	※長野県最低賃金額908円が適用されます。	

- ※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。) 適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。
- ※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

長野労働局

検索 

最低賃金とは…



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ